

農の広場

登米市農業委員会だより

特別号

令和2年1月

登米市農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

皆様には、日頃より農業委員会活動について、ご理解とご支援をいただきありがとうございます。

現在の農業委員と農地利用最適化推進委員の任期が、令和2年7月23日に満了することに伴い、新たな委員の募集を行いますのでお知らせいたします。

この募集は、それぞれの規則に基づいて行われ、**推薦・応募期間は令和2年1月22日（水）から令和2年2月20日（木）まで**となっています。

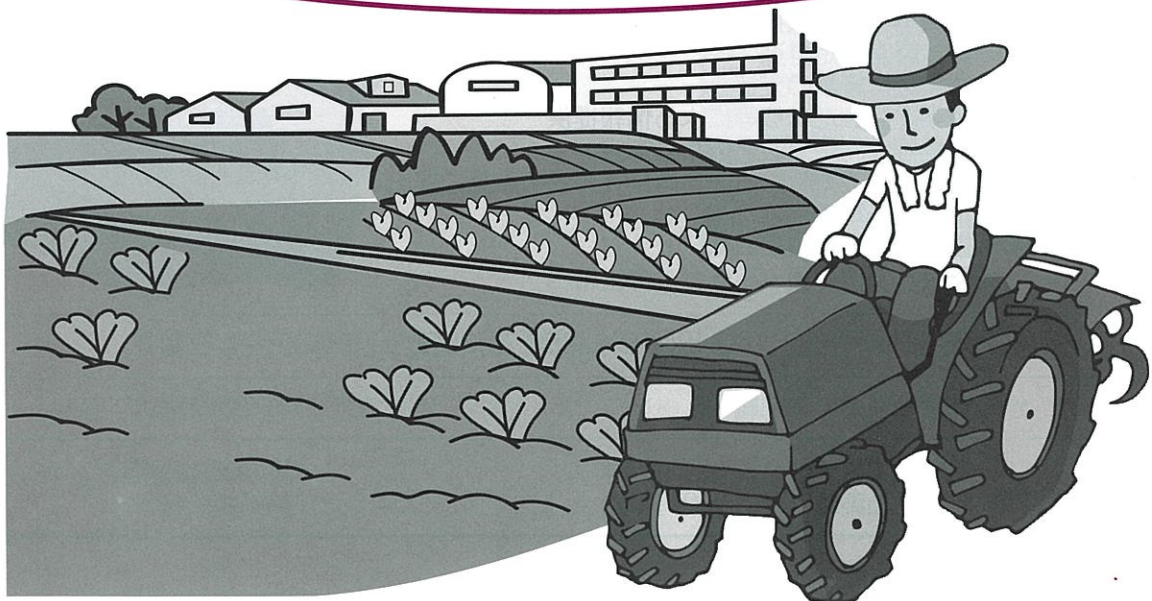
新たな農業委員の任期は令和2年7月24日から令和5年7月23日、農地利用最適化推進委員は委嘱日（8月上旬）から令和5年7月23日までとなっており、両方に応募することができますが、どちらか一方の委員にしかありません。

登米市農業委員会

農業委員 24人

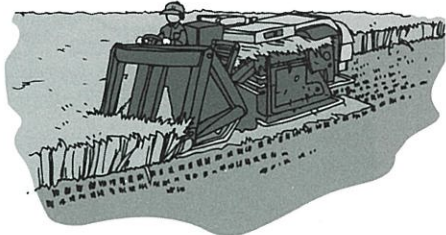
⇔ 連携 ⇔

農地利用最適化推進委員 30人




農業委員募集内容

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる20歳以上（令和2年7月24日現在）の人を募集します。

農 業 委 員	
定 数	24人
応 募 資 格	<p>(1) 市内に住所を有する人。ただし、特別の事情があるときは、この限りではありません。</p> <p>(2) 市の常勤の職員でない人。</p> <p>(3) 20歳以上である人。（令和2年7月24日現在）</p> <p>なお、下記のいずれかに該当する人は、農業委員、農地利用最適化推進委員になることができません。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p>
応 募 方 法	<p>推薦（団体推薦又は推薦日に20歳以上の人3人以上の連名による推薦）または自ら応募による。規定の様式に必要書類を添えて、登米市農業委員会へ提出して下さい。</p> <p>※規定の様式は、登米市農業委員会事務局、各総合支所で用意しています。また、登米市農業委員会ホームページにも掲載しています。</p>
応 募 受 付 期 間	<p>令和2年1月22日（水）から令和2年2月20日（木）</p> <p>※ただし、応募が定数に満たない場合は、募集期間を延長します。（登米市農業委員会ホームページでお知らせします。）</p>
応 募 状 況 の 公 表	<p>受付期間中（令和2年2月6日ごろ）及び期間終了後ホームページで公表します。</p>
選 任 の 方 法	<p>市長は、登米市農業委員会委員選考委員会により候補者の選考を求め、候補者を決定し、登米市議会の同意を得て任命します。</p> <p>※選任に当たっての必須要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の過半数は認定農業者が占めること。 ・農業者以外の者で、中立な立場で公平な判断をすることができる方が含まれること。 <p>※選任に当たっての配慮しなければならない要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢、性別等に著しい偏りが生じないように、女性や50歳未満の若者を積極的に登用すること。 <p>※一定地域に集中しないよう、地域バランスを考慮すること。</p> <p>※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、兼務することは出来ません。</p>
役 割 と 主 な 業 務	<p>総会議案審議、現地調査等 人・農地プラン実質化の推進支援 農業者年金加入推進等 家族経営協定推進 農業経営継承の支援 農業委員会だより等による情報提供 農地等の利用最適化の指針策定 関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出 市全域の現場活動 農家相談の実施 総会、各種会議、研修会への出席</p> <div style="text-align: right;">  </div>
任 期	3年間（令和2年7月24日から令和5年7月23日）
身 分	非常勤職員の特別職
報 酬	<p>月額46,000円 年額活動実績で557,400円以内</p>

農地利用最適化推進委員募集内容

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる20歳以上（令和2年7月24日現在）の人を募集します。

農地利用最適化推進委員	
定数	30人（地域による定員は4ページに掲載しています。）
応募資格	<p>(1) 市内に住所を有する人。ただし、特別の事情があるときは、この限りではありません。</p> <p>(2) 市の常勤の職員でない人。</p> <p>(3) 20歳以上である人。（令和2年7月24日現在）</p> <p>なお、下記のいずれかに該当する人は、農業委員、農地利用最適化推進委員になることができません。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p>
応募方法	<p>推薦（団体推薦又は推薦日に20歳以上の人3人以上の連名による推薦）または自ら応募による。規定の様式に必要書類を添えて、登米市農業委員会へ提出して下さい。</p> <p>※規定の様式は、登米市農業委員会事務局、各総合支所で用意しています。また、登米市農業委員会ホームページにも掲載しています。</p>
応募受付期間	<p>令和2年1月22日（水）から令和2年2月20日（木）</p> <p>※ただし、応募が定数に満たない場合は、募集期間を延長します。（登米市農業委員会ホームページでお知らせします。）</p>
応募状況の公表	受付期間中（令和2年2月6日ごろ）及び期間終了後ホームページで公表します。
選任の方法	<p>農業委員会が候補者の選考決定を行い、委嘱します。</p> <p>※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、兼務することは出来ません。</p>
役割と主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・担当区域の人・農地プラン実質化の推進支援 担い手への農地の集積・集約化（中間管理機構との連携）の推進 農地利用状況調査（担当区域の全農地の利用状況を調査すること。）の実施 利用意向調査（遊休農地化している農地の所有者へ意向調査すること。）の実施 農業上の利用の確保（遊休農地対策等） 新規就農、新規参入の促進 現状変更（農地への盛土等）の現地調査等 農地パトロール（毎月） 担当区域の現場活動の実施 農家相談の実施 各種会議、研修会への出席
	 <p>— 農地利用状況調査の様子 —</p>
任期	委嘱日（令和2年8月を予定）から令和5年7月23日
身分	非常勤職員の特別職
報酬	<p>月額46,000円</p> <p>年額活動実績で557,400円以内</p>

農地利用最適化推進委員が担当する区域と定数

農地面積・遊休農地面積を基準として設定しています。

区域名	担 当 区 域		定 数
第1地区	登米市迫町	佐沼及び森の区域	1人
第2地区		新田の区域	2人
第3地区		北方の区域	2人
第4地区	登米市登米町	日根牛の区域	1人
第5地区		日根牛区域を除く区域	1人
第6地区	登米市津山町	柳津の区域	1人
第7地区		横山の区域	1人
第8地区	登米市東和町	米川の区域	1人
第9地区		錦織の区域	1人
第10地区		米谷の区域	1人
第11地区	登米市中田町	石森の区域	2人
第12地区		宝江の区域	1人
第13地区		上沼の区域	2人
第14地区		浅水の区域	1人
第15地区	登米市豊里町	鴫波三区の区域	1人
第16地区		山通りの区域	1人
第17地区		鴫波三区・山通り区域を除く区域	1人
第18地区	登米市米山町	善王寺の区域	1人
第19地区		桜岡の区域	1人
第20地区		西野の区域	1人
第21地区		中津山の区域	1人
第22地区	登米市石越町	石越町の区域	2人
第23地区	登米市南方町	東郷地区の区域	1人
第24地区		西郷地区の区域	1人
第25地区		東郷・西郷区域を除く区域	1人

問 い 合 せ ・ 提 出 先

登米市農業委員会事務局 農政総務係

住 所 ・ 987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地 登米市役所中田庁舎1階
 電 話 ・ 0220-34-2317
 メールアドレス ・ noui@city.tome.miyagi.jp
 ホームページ ・ <http://www.city.tome.miyagi.jp/kurashi/nougyou-ringyou.html>

